行政処分基準表

1 引取業、フロン類回収業関係

! 引収未、ノロノ規則収未割除	
登録の取消し等の要件(違反行為は罰条をもって記載)	処分内容
法第51条第1項第1号又は法第58条第1項第1号 不正手段による登録取得(法第138条第2号)	登録取消し
法第51条第1項第2号又は法第58条第1項第2号 登録基準に適合しなくなったとき	
改善が可能な場合	改善に必要な期間 の停止
改善が不可能な場合	 登録取消し
法第51条第1項第3号又は法第58条第1項第3号 欠格要件に該当するに至ったとき	登録取消し
法第51条第1項第4号又は法第58条第1項第4号	
(1)使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反(法第137条)(2)事業停止命令違反(法第138条第3号)(3)引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反(法第139条第2号)(4)移動報告に関する命令違反(法第139条第2号)	登録取消し
(1) 登録の停止に該当する違反行為が複数の場合 (2) 登録の停止を命ぜられてから 2 年以内に再度登録の停止に該当する違 反行為を行った場合	
(1) 関連事業者の業廃止・変更届出義務違反(法第140条第2号) (2) 報告の徴収における報告拒否、虚偽報告(法第140条第3号) (3) 立入検査拒否・妨害・忌避(法第140条第4号)	停止30日
(1) 標識の表示義務違反(法第143条第2号) (2) その他の違反行為	停止10日

2 解体業、破砕業関係

許可の取消し等の要件(違反行為は罰条をもって記載)	処分内容
法第66条第1号 違反行為	
 (1)使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反(法第137条) (2)事業停止命令違反(法第138条第3号) (3)破砕業の無許可変更(法第138条第6号) (4)引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反(法第139条第2号) (5)移動報告に関する命令違反(法第139条第2号) 	許可取消し
(1) 事業の停止に該当する違反行為が複数の場合 (2) 事業の停止を命ぜられてから2年以内に再度事業の停止に該当する違 反行為を行った場合	
(1)全部利用者への引渡書面の保存義務違反(法第139条第1号)(2)関連事業者の業廃止・変更届出義務違反(法第140条第2号)(3)報告の徴収における報告拒否、虚偽報告(法第140条第3号)(4)立入検査拒否・妨害・忌避(法第140条第4号)	停止30日
(1) 標識の表示義務違反(法第143条第2号) (2) その他の違反行為	停止 1 0 日
法第66条第2号 不正手段による許可取得(法第138条第5号)	許可取消し
法第66条第3号 許可基準に適合しなくなったとき	
改善が可能な場合	改善に必要な期間 の停止
改善が不可能な場合	許可取消し
法第66条第4号 欠格要件に該当するに至ったとき	許可取消し